

副 本

令和5年(行ヒ)第335号 警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求上告事件

上告人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被上告人 国(処分行政庁 警察庁長官)

弁論要旨

令和7年4月4日

最高裁判所第三小法廷 御中

被上告人指定代理人

春 名

藤 澤 裕

廣 瀬 達

鈴 木 雅

鈴 木 優香

坂 井 美 香

諸 井 明 仁

志 水 崇 通 
鬼 頭 忠 弘 
山 城 道 子 
佐 藤 裕 
菅 野 有 記 
小 倉 隆 久 
坂 本 幸 澄 
秋 山 真 吾 
川 尻 拓 也 

1 はじめに

本件の争点は、警察庁の保有する保有個人情報管理簿122通（以下「本件各文書」という。）の「名称」欄及び「備考」欄の記載につき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）5条3号又は4号所定の不開示情報が記録されているとした警察庁長官の判断に違法はないとした原判決の判断の当否である。

2 原判決が不開示情報該当性を検討すべき対象を誤ったとする上告人の主張は、原判決の結論を左右するものではないこと

本件各文書につき、平成28年7月15日付けで一部開示決定（以下「本件決定」という。）がされた後、令和4年4月28日付けで、本件決定を変更し、新たに一部を開示する旨の決定（以下「本件変更決定」という。）がされた。上告人は、本件各文書の不開示部分の不開示情報該当性は、本件変更決定時を基準に審理判断すべきであるから、本件決定時から本件変更決定時までに加筆・変更がされた部分は、加筆・変更後の情報の不開示情報該当性について審理判断すべきであるとした原判決の判断について、上告人の開示請求時から6年近く経過した後の本件変更決定時の内容・状態の文書を対象として判断した点で、不開示事由該当性判断の対象とすべき文書を誤ったものである旨主張する。

しかし、原判決の上記判示の趣旨は、本件変更決定の対象となった本件各文書である管理簿と、平成30年3月9日付け及び令和元年7月26日付けでされた別件各開示決定の対象文書である管理簿とでは、それぞれ開示請求日が異なることから記載内容を異にする場合があり、当該加筆・変更部分については、本件変更決定による変更後の本件決定（以下「本件処分」という。）と別件各開示決定とでは開示・不開示に係る判断が異なることが当然にあり得ることを踏まえると、本件処分に際し上記部分を不開示とした警察庁長官の判断に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとは認められないとした点にあると解される。

そうすると、原判決の上記判断は結論において正当であって、原判決が不開

示情報該当性判断の対象とすべき文書を誤ったとする上告人の主張は、原判決の結論を左右するものではない。

3 本件各文書の「備考」欄に記載された情報は独立した一体的情報であること

(1) 原判決は、本件各文書中の「備考」欄を更に細分化して不開示情報該当性について検討することはできず、各欄ごとに一体的に検討するのが相当であると判示した。これに対して上告人は、同欄中の小項目の内容について被上告人が具体的に述べており、不開示情報が含まれないものがあることは明らかであったとした上で、原審において、同欄中の小項目の内容について釈明を求めた上、いずれの小項目について不開示情報が記載されているのかについても釈明を求めてさえいれば、その後、「備考」欄に含まれる各小項目について、具体的な攻撃防御がなされ、それを踏まえた充実した審理ができたはずであると主張する。

しかし、原審は、原審第1回口頭弁論期日において、当事者双方に対し、特に独立一体情報論の判断に関し、何か主張を追加すべきことがあれば主張されたい旨の釈明権を適切に行使しており、原審が釈明権を行使しなかったことを理由とする上告人の主張はそもそも理由がない。

(2) そして、本件各文書中の「備考」欄に記載された情報は、以下のとおり、独立した一体的な情報である。

情報公開法6条1項は、複数の情報が記録されている1個の行政文書について、各情報ごとに、同法5条各号の不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、これに該当する情報がある場合に、当該不開示情報が記録されている部分を除いた部分の開示を義務付けたものであって、1個の行政文書に一体的な1個の不開示情報のみが記録されている場合に、その一体的な1個の不開示情報のうちの一部を削除した残りの記述部分を開示することを義務付けた規定ではないと解される。そして、情報公開法6条1項のような部分開示に関する規定に基づく部分公開の対象として更に細分化することができ

ない独立した一体的な情報をどの範囲でとらえるかについては、当該情報が記録された記載部分の物理的形狀、その内容、作成名義、作成目的、当該文書の取得原因等を総合考慮の上、不開示事由に関する定め趣旨に照らし、社会通念に従って判断すべきである。

本件各文書中の各「備考」欄の記載の形式や内容等を総合考慮すると、同欄は、複合した一定のまとまりを持った単位であり、同欄全体が独立した一体的な情報であるといえるから、同欄全体の記載内容につき不開示情報該当性を判断すれば足りる。

- (3) 以上のとおり、本件各文書中の文書の「備考」欄に記載された情報は独立した一体的な情報であり、これと同旨の原審の判断は相当であるから、上告人の主張は理由がない。

4 結論

以上の次第で、本件各文書の「名称」欄及び「備考」欄の記載につき、情報公開法5条3号又は4号所定の開示情報が記録されているとした警察庁長官の判断に違法はないとした原判決の結論は正当であり、本件上告は棄却されるべきである。

以上